都市計画区域マスタープランの改定について

(資料1 P1 ~ P5)

都市計画区域マスタープランについて

【都市計画法第6条の2】都市計画区域については、都市計画に<u>都市計画区域の整備、</u> <u>開発及び保全の方針</u>を定めるものとする。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

中長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにし、都市計画区域ごとの都市計画の基本的な方向性を示す方針

国が示す都市計画運用指針

- 〇都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状 及び将来の見通し等を勘案して、中長期的な視点にたった都市の 将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明ら かにする基本的な方向性を示すものとして定められるべき。
- 〇おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向が定められることが望ましい。また、優先的におおむね10年以内に整備するものを整備目標として示すことが望ましい。

県政運営の指針:宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)



宮崎県都市計画に関する基本方針

県内各都市における都市計画、都市づくりを推進していくための 基本的な考え方を定める



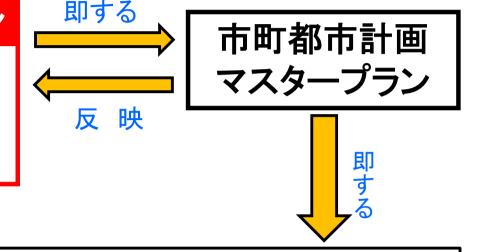
適合

都市計画区域マスタープラン

- ・ 都市計画の目標
- ・ 区域区分の有無と定める方針
- 主要な都市計画の決定の方針



即する



都市計画区域について定められる都市計画

土地利用

都市施設

市街地開発事業

地区計画等

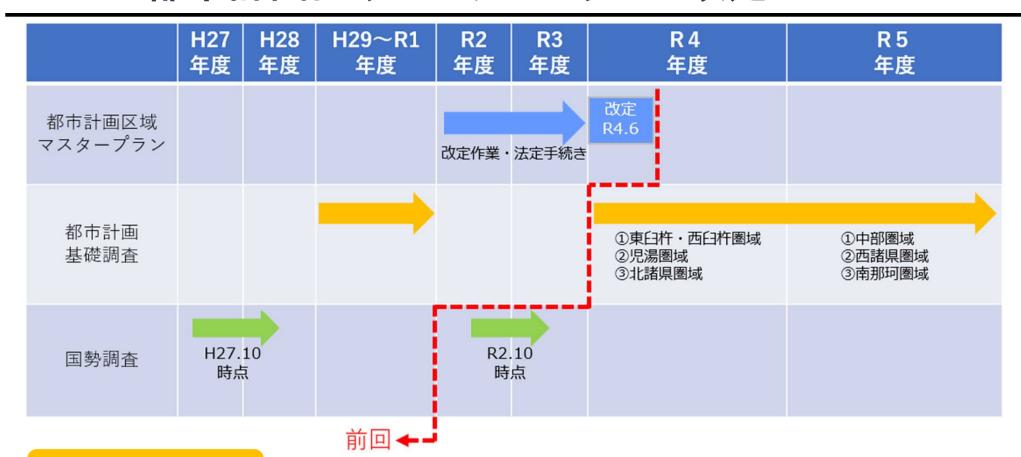
都市計画区域マスタープランの策定範囲

| | 市町 | 都市計画区域名 | | | |
|----|------|----------------------|--|--|--|
| 1 | 高千穂町 | 高千穂都市計画区域 | | | |
| 2 | 延岡市 | | | | |
| 3 | 日向市 | 日向延岡新産業都市計画区域 | | | |
| 4 | 門川町 | | | | |
| 5 | 都農町 | 都農都市計画区域 | | | |
| 6 | 川南町 | 川南都市計画区域 | | | |
| 7 | 高鍋町 | 高鍋都市計画区域 | | | |
| 8 | 新富町 | 新富都市計画区域 | | | |
| 9 | 西都市 | 西都都市計画区域 | | | |
| 10 | 宮崎市 | 田野都市計画区域 | | | |
| 11 | 国富町 | 宮崎広域都市計画区域 | | | |
| 12 | 綾町 | 綾都市計画区域 | | | |
| 13 | 小林市 | 小林都市計画区域 | | | |
| 14 | えびの市 | えびの都市計画区域 | | | |
| 15 | 高原町 | 高原都市計画区域 | | | |
| 16 | 都城市 | 高崎都市計画区域 | | | |
| 17 | 三股町 | 都城広域都市計画区域 | | | |
| 18 | 日南市 | 日南都市計画区域 南郷都市計画区域 | | | |
| 19 | 串間市 | 串間都市計画区域 | | | |

日常生活などで一体性のある広域的な地域を一つの圏域としてとらえ、6つの圏域毎に策定



都市計画区域マスタープランの改定について



都市計画基礎調査

【都市計画法第6条第1項】

都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごと、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものとする。

令和4年度~令和5年度で各圏域の都市計画基礎調査が終了



都市計画区域マスタープランの改定作業を開始する

都市計画区域マスタープランの構成

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

第1章 基本的事項

本県の目指すまちづくり、将来の都市構造

第2章 都市計画の目標

圏域ごとのまちづくりの基本方向、地域ごとの市街地像

第3章 区域区分(線引き制度)の決定の有無 及び定める際の方針

区域区分の有無、区域区分を定める際の方針

第4章 主要な都市計画の決定方針

土地利用、都市施設、自然環境、防災都市づくり等の方針

都市計画区域マスタープランの改定事項案について

都市計画基礎調査(R4、R5実施)の結果

・都市計画区域内の都市現況及び将来の見通しを定期的(概ね5年) に把握するための調査

土地利用に関わる関係法令・国の方針の改正

- ・ 産業立地の促進のための土地利用について
- ・防災まちづくりの方針について

今回の見直し事項(案)

第2章 都市計画の目標

➡ 地域毎の市街地像の検証

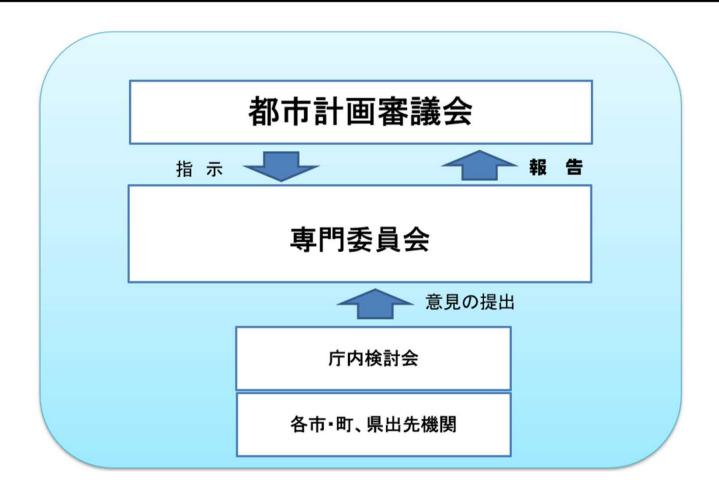
第3章 区域区分(線引き制度)の決定の有無及び定める際の方針

→ 都市計画基礎調査などの結果による検証

第4章 主要な都市計画の決定方針

→ 優先的に整備する都市施設の検証 準都市計画区域指定について(指定する場合)

検討の進め方について



専門委員会 検討事項

- 都市計画に関する基本方針の素案の策定に関すること。
- ▶ 都市計画区域マスタープランの素案の策定に関すること。
 - ・その他、審議会の会長が指示する事項

改定スケジュール案について

| | 令和5年度 | 令和6年度 | | 令和7年度 | | |
|----------------|----------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 都市計画審議会 | 第155回都計審 | 第156回 都計審 都計審 | 第158回 都計審 素案報告 | 第159回 都計審 原案報告 | 第160回 都計審 案の答申 | 第161回 都計審 |
| 専門委員会 | | 第1 回 概要説明 | 第2回 素案:意見聴取 | 第3回原案: 意見聴取 | | |
| 庁内検討会 関係市・町 | | 作業部会(意見照会) | | 意見照会 | | |
| 改定作業 | | 改定業務・素案作成 | | パブコメ 公聴会 | 案の 縦覧 | 公表 |